

質問事項	質問要旨
	7 番 辻 井 崇 余
1 精華町の認知症の対策と対応について	7月12日に「いのちのリレーまつり2026」が開催され、認知症にちなんだ映画上映と、「認知症とともに生きる」をテーマとした講演で、46歳で若年性アルツハイマー型認知症と診断された下坂厚氏が体験を通じて、認知症当事者、家族、地域社会が支え合い、共生していく大切さを伝えられ、改めて考える機会となりました。160名を超える来場者が訪れ、関心が高い事が伺えました。本町も認知症サポーター養成講座等を開いて、社会の理解を深める取組みをされています。 私の祖母も歳を重ね認知症が進行し、施設入所しておりました。面会に行くと「おおきに、いつもすんません」と、祖母からすれば、孫ではなくいつも他人でした。 家族から忘れられる事が切なく寂しい気持ちになった事を今でも覚えています。高齢化が進む本町も、さらに地域社会において認知症への理解を深め、共生していく事が最も重要だと考えます。 「認知症基本法」は、単に社会で支えられる対象ではなく、尊重され、希望を持って自分らしく暮らし続けられる社会へ据え直すという大きなパラダイムシフトを求めています。そこで伺います。 (1) 「認知症基本法」の施行から2年が経ち、認知症当事者の声を十分に反映させた「認知症施策推進計画」策定は進められていますか。 (2) 地域社会へ、認知症への新たな理解を広く周知させるために、今後どのような取組みをされますか。 (3) 認知症の方で、意思表示等が難しい方の声をくみ取るための意思決定支援の仕組み等は、どのように担保されていますか。 (4) 若年性アルツハイマー型認知症と診断された、働き盛りの現役世代の方が働き続けることのできる仕組みについて、本町の民間企業や地元商工会等と連携した先駆的な取組みを行う考えはありませんか。 (5) 「新しい認知症観」を、社会へ早く浸透させていく必要があります。認知症当事者の方が社会参画できる場所や機会を設けるような計画はありますか。 (6) 本町の「認知症サポーター養成講座」を受講された職員の方は、何人おられますか。養成後、どのように活かしていますか。
2 精華町の防犯対	本町は、令和6年から街頭犯罪抑止を目的に「安心見守りカメラ

策・防犯カメラについて	」の設置を進めています。住民が安心して暮らせる環境づくりは自治体としての責務であります。しかしながら財源を理由に、安心見守りカメラは8箇所にとどまり、子どもや住民の生命と財産を守る安心への問題意識は低く、これでは安全安心を十分に担保出来ているとは言えません。町長は、様々な場面で「安全安心のまち」を標榜されていますが、実態とスローガンの乖離を感じます。財源確保や整備手法を含め本町の防犯対策の強靱化を進める考えは。 (1) 本町の都市計画に沿った町づくりが進められている中、並行して防犯カメラの整備も必要と思われますが、その考えは。 (2) 安心見守りカメラは小学校区通学路を中心に8箇所ですが、今年度新たに設置される防犯カメラはありますか。また、台数は。 (3) 本町のスクールヘルパー登録者数は、令和6年378人、令和7年279人、令和8年250人で、この3年で128人も減少しています。これは、子どもたちを取り巻く見守りの目が、希薄になっていると懸念します。子どもたちや住民を取り巻く環境に防犯カメラの必要性を強く感じますが整備推進の考えは。 (4) 畑ノ前公園遺跡の杜が大規模改修されるなか今後の都市計画の中で周辺住宅地、商業地等の増加、山手幹線道路延伸を考えると、今後、新たな交流人口や公園利用者増加も見込まれます。山手幹線、精華大通り等の主要道路もしくは、畑ノ前公園遺跡の杜出入口付近に防犯カメラ設置の考えは。
3 精華町公共施設・都市公園トイレについて	畑ノ前公園遺跡の杜は、遊具更新等と併せてインクルーシブな公園への大改修が、行われています。そこでお伺いします。 (1) 畑ノ前公園の老朽化したトイレの改修や設備等の更新も含め、トイレのインクルーシブ化に対する考えと整備の有無は。 (2) 桜が丘地区の池谷公園は、未だ多目的トイレはおろか洋式便器也没有。時代の変化と長寿命化計画のもと整備を進める考えは。
4 精華町のイベント・せいか祭りにについて	過去の質問で、マンネリ化しているせいか祭りやイベント等に花火や学研都市精華町らしい、AI、ドローン、ロボット等を活用するなど、新たな賑わいや盛り上げる考えを問いました。答弁頂いた内容を踏まえてお伺いします。 (1) 過去の課題も含め、さらに熟成した学研都市精華町らしい今年のせいか祭りやイベントは、どのように計画されていますか。 (2) イベント等についても、連携と協働を軸にした、一過性にとどまらない継続的な共創の基盤は整いつつありますか。また、これまでの取組みの進捗状況を伺います。

質問事項	質問要旨
9番 山下 芳一	
1 リチウムイオン電池、ボタン電池等の廃棄について	リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等に起因する火災がしばしば話題になる。家屋、乗り物、ゴミ収集車、廃棄物処理施設等での火災を防がなければならない。特に、リチウムイオン電池に起因する川口市朝日環境センター火災（被害額67.4億円）、宇都宮市ゴミ処理施設火災（被害額55億円）等、近年の大きな事故も多く、火災によりゴミ処理能力が半減したり、停止したりする事例もある。 ゴミ収集作業員等や廃棄物処理施設、そして町民の安心安全のために、啓発と共に、実効性のある対策を求めるが如何か。 また、ボタン電池、リチウム電池、モバイルバッテリー等の廃棄方法を知らない町民が多いと思うが、その認識と対応は。
2 都市公園の環境整備について	都市公園の主な目的は、遊ぶ・休む・散歩する身近な場所として、また、レクリエーション空間としての利用である。また、暑さ対策、景観づくり、防災、自然保護、地域交流等の役割も担っている。そこで、伺う。 （1）都市公園は、安心安全な場所でなければいけないが、このことに対する認識と対策は。 （2）町内の都市公園は、ベンチ、あずまや、遊具（健康遊具）、水場等が少ないとか、除草が行き届いていないという声を聞くが、その認識と対応は。
3 倒木対策について	全国各地で、強風や大雨のたびに道路、鉄道、住宅へ倒木被害が発生しているばかりではなく、根腐れ、幹腐れ等による平時の事故も目立つようになってきた。そこで伺う。 （1）本町としての認識と対応は。 （2）府道（特に精華大通り）に、メタセコイヤ等の大木もあるが、点検や適切な剪定はどうなっているのか。
4 子ども・若者の居場所づくりについて	子ども・若者の居場所づくりについて、これまで質問を重ねてきた。関係部署においては、改善や新たな場所づくり等に努めてもらっていることは高く評価するところではあるが、今後も工夫・改善等を行ってもらい、安心安全なより良い子どもの居場所づくりをしてもらうために質問を重ねる。 （1）改めて聞くが、本町にとっての「子ども・若者の居場所づく

	り」とは何か。また、今後「子ども・若者の居場所づくり」をどのように進めていくのか。 (2) 子ども・若者の居場所は、多種多様である。今後、具体的に順次問いたい。 ① 夏休みの新たな自習場所の活用状況とその評価は。 ② 今後、放課後児童クラブの施設環境の改善について、どのように考えているか。
5 台風7号での警戒レベル5発令について	台風7号による大雨で、非常に激しい雨が続き、6月26日早朝に本町は警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した。また、避難指示が発令された地域も複数あった。現状を把握して、人命尊重、町民の安心安全最優先に基づく発令に対して、本町の英断を高く評価するものである。 しかし、町民の避難状況等を見ると、顕著な課題も見えた。今回の評価と、今後の対策・対応は。
6 学習指導要領の改訂について	10年に一度の学習指導要領の改訂が近づいてきた。以前より「先行き不透明で、変化の激しい社会」と言われていたが、近年は、グローバル化、スマートフォン普及、ビッグデータやAI活用、メタバース等により、一層変化が激しく社会の様相も、どんどん変わりつつある。 中央教育審議会教育課程企画特別部会の「論点整理」等の資料を見るにつけ、教育現場の対応の難しさを痛感する。そこで、伺う。 (1) 次期学習指導要領の情報収集を含めた対応と準備は、どうしていくのか。 (2) 特に、先のことになるが移行時における備品対応をしっかりと行うことを求めるが、如何か。 (3) 平時においても、次期学習指導要領への移行時においても「理科教育設備整備費等補助金」の活用は有効である。近年の活用状況と今後の予定は。

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 5 番	森 田 喜 久
1 関西文化学術研究都市・精華町としての都市づくりについて	関西文化学術研究都市建設起工式が昭和60年10月に挙行されてから、すでに40年が経過しました。その間、一流企業の立地が進むとともに、製造・研究部門の企業や、けいはんなプラザのラボ棟には数々の優れた研究機関が入居してきました。しかし、学研都市のクラスター開発という理念からすると、アクセス道路が未整備であり、大都市圏からのアプローチが十分に確保されていないのが現状です。東の筑波研究学園都市と並び、西の関西文化学術研究都市と称されるものの、関西文化学術研究都市は、筑波研究学園都市ほどの認知度を得ているとは言えません。 先般開催された大阪・関西万博では、アバター技術など、けいはんな学研都市から発信される先端的な取り組みが、多数出展されており、今後のさらなる活躍が期待されます。こうした学研都市の持つ技術や研究成果を生かすためにも、学研都市の一体性向上や、近畿圏におけるさらなる役割強化に資する都市形成の推進が望まれます。 近畿全体、さらには大都市圏に向けて、けいはんな学研都市の認知度を高めるためには、京都府・大阪府・奈良県及び関係市町並びに精華町として、あらゆる面で協調しながら、学研都市全体の一体性を高め、文化・学術・研究の拠点にふさわしい都市の建設を進めていく必要があります。 わが町、精華町を例に挙げると、具体的には祝園駅前の再開発で、学研都市の玄関口としての機能強化、また、クラスター間の連絡道路の早期整備等が挙げられます。こうした学研都市全体の一体性向上、ひいては学研都市精華町として発展させるため、都市計画の観点から、どのような都市づくりを進めていこうとされているのか、とりわけ、祝園駅前の再開発やクラスター間の接続など、具体的にどのような整備を検討されているのか、伺います。

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 1 番	坪 井 久 行
1 迫りくる大地震への震災対策について	能登半島地震に続く熊本地震の大規模かつ悲惨な現実を目の前に見て、改めて本町を含む京都南部の迫りくる大地震の状況を踏まえて、住民の命と暮らしを守るために、震災対策を伺う。 近畿地方の内陸の活断層による大地震は、南海トラフのプレート境界から押される力で活断層にひずみが極度に高まり、そのストレスを発散することで発生すると考えられている。近畿の南海トラフの大地震は、1944年に東南海地震（マグニチュード7.9）、1946年に南海地震（マグニチュード8.0）が発生しており、次の南海トラフ地震（マグニチュード8.5クラス）は2030年代と予想されている。したがって、近畿の内陸性大地震は、それ以前に1995年に阪神淡路大地震（マグニチュード7.3）の発生を皮切りに、大阪北部地震（2018年、マグニチュード6.1）、能登半島地震（2024年マグニチュード7.6）と起こっており、次は、周辺の別の断層系で連鎖反応的に大地震が発生するだろうと予測される。特に全国的に発生率高位の奈良盆地東縁断層帯は、本町にも近く、生駒断層帯など他の活断層にも大きな影響が考えられ、注意を要する。この断層帯は、1596年の慶長大地震（マグニチュード7.3）で豊臣秀吉の伏見城を瓦解した大地震の発生源であるが、その後は大地震には至らず、ストレス（エネルギー）は莫大にたまっており、その危険性が懸念されている。 これらの大地震の歴史を踏まえ、次の諸点について見解を伺う。 （1）周辺の活断層による大地震の危険性をどう認識しているか。 （2）祝園弾薬庫の中の活断層について、防衛省は存在を否定しているが、政府系の産業技術総合研究所は西側の活断層を認め、政府の地震対策本部も東側の活断層を認めている。防衛省に対して認識を改めるように求めるべきでないか。 （3）高齢者などの要配慮者の避難について、どのような対策を講じているのか。 （4）避難所の環境改善のために、特にむくのきセンターのアリーナへの空調設備を早期に設置すべきでないか。 （5）地域の避難所である旧耐震の集会所の早期改修を。 （6）本年6月末の大雨時に崩れた地域の早期復旧を（東畑地区の山手、煤谷川）。 （7）非耐震家屋の耐震改修促進のために補助制度の改善を。

2 PFASの発生源の調査を問う（第2次調査結果を踏まえて）	令和8年度6月会議の一般質問で触れた第1次PFAS発生源調査の結果報告では、煤谷川や産廃処理場などそれなりに高い濃度の地点が明らかになったが、いずれも基準値以内であり、発生源は定かにならなかった。しかし、その後、夏の時期に府立大学の原田浩二先生に第2次調査を依頼したところ、意外にも、基準値を超える濃度の実態が明らかになった。それらは、まとめていうと、4地点である。第1地点は、祝園弾薬庫である。前回は煤谷川の弾薬庫入口付近（下流部）と出口付近（上流部）で42～43 ng/Lであり、差がなく、弾薬庫の影響はあまりない、というのが結論だったが、今回は弾薬庫と一般用地との南側の境界線を通る用水路を調査したところ、88.26 ng/Lであり、弾薬庫の地下水はかなりの汚染度を示した。しかも、弾薬庫の北側の京田辺市の普賢寺川の上流部と下流部を調べたところ、108～115 ng/Lであり、さらなる汚染度である。他の要因も考えられるが、弾薬庫が全く発生源ではない、という議論はまず成り立たないだろう。 第2地点は、煤谷川の上流部の60～68 ng/Lの産廃処理場である（他から持ち込まれた土盛り、建築資材の廃棄場、東畑の開発放棄地等）。 第3の地点は、精華台の或る事業所からの排水57 ng/Lである。 第4の地点は、山田川の上流部（生駒市域）60 ng/Lである。 このように、今回の第2次調査結果では、いずれの箇所も基準値を超え、汚染度の差はあるものの、PFASの発生源はそれらの複合的な要因と考えられる。そして、それらのPFASが河川や土壌の汚染によって、本町の水道の浄水場の水質汚染をもたらしているのではないかという、推論が成り立つと思われる。 もちろん、それでも発生源の断定はできないが、それらを有力な根拠として、住民の命と健康に責任を持つ行政が、責任をもって、調査して発生源を突き止め、調査結果を住民に公表して、根絶のために最大限の努力をすべきではないか。この立場から伺う。 (1) 本町が府と力を合わせて、PFASの発生源調査を行うか。 (2) 調査結果を住民に公表し、住民説明会を行うか。 (3) 発生源をつきとめ、根絶のために最大限の努力をするか。 (4) 長年水道水を飲み続けている住民の健康のために、希望者には健康調査を行うか。 (5) 9月20日（日）には総合学術研究集会のPFAS汚染問題分科会が、全国の研究者と市民の共同によりオンライン公開で行われ、私も、その一員として、この地域のPFASの汚染の実態と取組を報告する。行政もぜひ視聴していただき、今後の取組に生かしていただきたいと考えるが、見解を伺う。
---------------------------------------	--

質 問 事 項	質 問 要 旨
18番	西 田 亜 紀
1 給食費無償化、物価高騰で安定した給食の提供について	文部科学省では、子育て支援を目的として、公立小学校の児童の学校給食に必要な食材費の負担軽減について、これまで使われていた「いわゆる給食費無償化」との表現を、制度趣旨をよりの確に表現できるように、「給食費の抜本的な負担軽減」とした。また、子育て施策に取り組む自治体への支援として、保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減を令和8年4月から開始された。 無償化を単に進めると、給食の質を上げたい自治体の負担増や、負担を抑えたい自治体での質の低下につながる懸念があるが、無償化そのものが原因というより、足りない費用を誰が負担するかによって、給食の質が左右され则认为られている。また、食材価格の高騰が続く中においても、子供たちへ栄養バランスのとれた質の高い学校給食を安定して提供し続けることは、子育て世帯の経済的負担軽減の観点からも極めて重要である。 町では、原材料価格の高騰が長期化する中で、小・中学校給食の単価における食材費上昇分について、令和7年度は一人当たり1食10円、令和8年度は一人当たり1食15円上乗せするとともに、現場の栄養教諭、管理栄養士、調理員による、献立や食材の調達、調理による努力で、国基準の5200円までに抑えられている。まだこれからも続くと思われる、食材の高騰などの対策を講じていくことが重要である。そこで次の点について伺う。 (1) 献立のマンネリ化を防ぎ、栄養バランスや品目を充実させるため、主菜のバリエーションをどのように図っているのか問う。 (2) 果物やデザートを提供の頻度やメニューの内容について。 (3) 米など地元食材の使用状況は。 (4) 町公式LINEアカウントなどを利用して、毎日の献立を配信する考えは。 (5) 給食費無償化にかかる予算額は。

質 問 事 項	質 問 要 旨
	5 番 奥 野 弘 佳
1 街路樹の伐採後の対応と今後の方針について	近年、精華町内の一部の道路沿いで、街路樹が伐採されたまま、あるいは腐って倒木の危険があるため撤去されたあと、植え替えが行われず空白のままになっている場所が見られます。街路樹は、夏の暑さを和らげる木陰をつくり、景観を整え、場合によっては雨水を蓄えて防災にも役立つなど、住民の暮らしにとって大切な存在です。 全国的にも街路樹の減少が進み、都市の木陰が縮小していることが報じられています。精華町でも同じような傾向が生じている可能性があり、町としてどのように考えておられるのか伺います。 (1) 伐採や撤去のあと、植え替えが行われていない箇所がどれくらいあるのか、町として把握されている状況をお聞かせください。 (2) それらの場所が未植栽のままになっている理由について、道路構造や安全性、予算、住民の要望など、どのような要因があるのか、町の認識をお聞かせください。 (3) 伐採後の植え替えについて、町としてどのような方針をお持ちなのか伺います。また、植え替えを行う場合、木陰を確保できる樹種の選定など、環境面を考慮した判断がなされているのかについてもお聞かせください。 (4) 街路樹を、夏の暑さ対策や環境施策の一つとして、町の政策の中でどのように位置づけておられるのか伺います。木陰の増加による気温低減効果など、定量的な評価を行う考えがあるのかについてもお答えください。 (5) 国が進める「グリーンインフラ」の考え方を踏まえ、精華町として街路樹の維持や拡充をどのように進めていくのか、また、今後、街路樹の減少を防ぎ、持続可能な緑の環境を確保するための計画を策定する予定があるか伺います。 以上、町の見解をお聞かせください。

質問事項	質問要旨
19番	神田 高宏
1 陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設工事について	祝園弾薬庫において、住民に内容、安全対策など十分な説明もないまま、なし崩し的に行われている増設工事を受け入れるべきではないことを改めて表明します。 自衛隊は、敵基地まで攻撃できる長射程ミサイルを全国的に配備し始めました。このような自衛隊について、政府の見解が専守防衛は不変であるという認識なので精華町としても同様の認識であると答弁されています（令和8年度6月会議）。しかし、基礎自治体として、現実を直視し、政府の言葉だけでなく根拠をもって判断されることを求め、以下の点について、質問します。 (1) 弾薬庫増設工事を監視していましたところ、本年5月26日、自衛隊員が祝園分屯地内で刈った草を煤谷川へ投棄しているところを発見しました。不法投棄（廃棄物処理法など違反）であると考えます。また、水害などに繋がる懸念があります。再発防止のためにも、把握されている顛末、事実関係を公表すべきですが、いかがお考えですか。 (2) 弾薬庫増設工事において、施工業者の「建設業許可票」や下請け業者との関係を表す「施工体系図」を公衆の見やすい場所に掲示することが義務付けられていますが未設置であることについて、令和7年度3月会議で、「グレーの部分がある」と答弁されています。 近畿中部防衛局からは「建設業許可票や施工体系図の掲示については、従前から、分屯地内の当該工事現場の見やすい場所に掲示しており、分屯地内の他の工事現場の関係者や分屯地内に出入りしている者が見やすい状態となっていることから、適切に対応しているものと認識しています」と回答がありました（令和8年5月25日）。 令和8年度6月会議で、再度、同様の質問をしましたところ「本町の公共工事の実施においては、こうした掲示物は原則として公衆の見やすい場所に設置するよう請負業者に対して指導しているところであり、本町における指導内容とは差異がある。」との答弁でした。 「建設業許可票」などが「分屯地内の他の工事現場の関係者や分屯地内に出入りしている者が見やすい状態」で掲示されているか否か確認されましたか。

2 土砂災害警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準について	本年6月26日（8時15分）、梅雨前線の活発化を受け、東畑地区に土砂災害の避難情報「緊急安全確保」（警戒レベル5）を発令されました。「警戒レベル5」は、命の危険が迫っており、外への避難は危険であり、直ちに近くの安全な建物や自宅の2階の山や崖と反対側の部屋に移動するなど、身の安全の確保するよう促すものです。命の危険が迫っているレベルですので全国ニュースでも報道され続けました。 （1）「警戒レベル5」を発令した根拠（基準）は何ですか。 （2）同日夕方（18時50分）、「警戒レベル5」を解除し「避難指示」（警戒レベル4）を発令されましたが、「警戒レベル5」を解除した根拠（基準）は何ですか。
3 「（精華）大通り西線」の西側への延伸計画の状況について	府道生駒精華線は、東畑地区において本年6月の梅雨前線の活発化による大雨で路肩が崩れ、車両通行止規制が続いています。 生駒精華線の代替道が早期に必要であるという思いで、産業連携軸として重要路線である「（精華）大通り西線」の西側への延伸計画の状況について質問します。 令和7年度9月会議の森田議員の一般質問に対し、「同路線の整備は、学研高山地区第二工区の開発とタイミングを合わせることが望ましい。令和6年度に学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合が立ち上がり、事業化に向けた動きも活発になると思われるので、生駒市に対して開発の進捗に関する情報共有を求めるなど、その動向に注目すると共に京都府に対して、早期事業化に向けて粘り強く要望していく」と答弁されています。 （1）生駒市は、精華町境界まで道路「高山東西線（幅員18m）」を都市計画決定しています。学研高山地区南エリア土地区画整理事業の完成時期はいつ頃と認識されていますか。タイミングを合わせるためには、精華町域（延長約300m）も道路の都市計画決定を準備するべきであると考えますが、いかがですか。 （2）生駒精華線（東畑地区）の代替道路として、「（精華）大通り西線」から（現道）生駒精華線に（鳥谷池付近で）接続するバイパス道路が必要です。組合施行の精華学研東部土地区画整理事業は、精華町主導で進められ、山手幹線の未供用区間が木津川市まで開通する予定です。東畑馬原地区の地権者組合に対する支援について、いかがお考えですか。

質問事項	質問要旨
10番	竹川 増 晴
1 データセンターとのあり方について	本町においては、データセンター（DC）のディーゼル発電機の悪臭を伴う黒煙や70デシベル超の低周波騒音が問題になりました。近隣企業で働く人からは、今でもデータセンターの非常用発電機が稼働すると、黒煙が流れ込むことがあると言います。臭いや騒音問題もそのままです。現在判明している京都府内の計画だけで575MW（メガワット）を超えています。これだけで京都府民110万世帯全体の年間電力使用量を超えています。このうち精華町のデータセンター電力（総受電容量）は325MW以上といわれています。大きな問題である排熱・周辺温度上昇問題では、冷却方式は空冷で、24時間冷却し電力を多く消費します。岸田政権時代の「デジタル田園都市国家構想」によって、研究施設や研究開発型産業施設しか認めていなかった学研都市に進出が認められ、災害に強く適地だとして計画が相次ぐことになりました。その後、「関西文化学術研究都市文化学術研究ゾーン」における「研究開発型産業施設の立地基準」が令和4年10月に改正され、文化学術研究ゾーンにはデータセンターや物流倉庫など「ものづくり」を行わない企業の立地は認めないということになりました。稼働に伴う騒音、CO2排出、排熱、大量の電力消費、リチウム蓄電池を大量に備え、引火し、火災になる危険があります。韓国では昨年、政府が管理するデータセンターで火災が起きました。特に住宅街に隣接しての建設がすすめられ、生活への不安が起きています。そこで伺います。 （1）本町独自の「立地基準」をもうけていますか。もうけているのであればその内容を伺います。 （2）多くのデータセンターを抱える本町として、進出している企業に住民説明会を開催するよう誘導していますか。また本町としても、現状と今後について住民説明会を開催しませんか。 （3）冷却装置として主に（蒸発冷却式など）水を使用している施設はありますか。 （4）今後本町として、データセンターの計画審査申請は受理しないとの認識でよいですか。
2 始まってしまった「こども誰でも通園制度」本格実施後の現状と課題	2026年4月から新たな制度である「こども誰でも通園制度」がすべての市町村で始まりました。国主導で制度が作られ、実施主体である市町村の意見はほとんど聞かずに全国一斉にスタートしました。政府の暴走としか言いようがありません。国が示した基準、

について	利用方法などでは適切な保育の提供が困難、財政措置が不十分、通常保育に支障が出るなど公的保育の後退が危惧されています。一方、保育所などを利用していない0歳～2歳児を育てている家庭で育児不安などが高まっており、それを放置するわけにもいきません。 「一時預かり事業」との関係もあります。この制度の本質は公的保育の後退にあり、適切な制度ではありません。このような中であって、本町は事業者を募り、認可し、実施体制を整え、同時に住民に新たな制度を周知し、進めてきました。そこで伺います。 (1) 本町の3施設（いけたに保育所、せいかだい保育所、マリア幼稚園）での利用状況は。 (2) 月10時間では足りないという声が多くあります。増やす計画はありますか。 (3) 基本的には保護者と事業者との直接契約ですが、本町としてはこの制度にどのようにかかわっていますか。
3 教育費の負担軽減について	今年の4月から、国の制度として公立小学校の学校給食の無償化が始まりました。ただ教材費などの費用は、保護者の負担とされています。日本共産党吉良よし子参議院議員は、昨年6月、教材費の保護者負担をゼロにするよう政府に求めました。その直後に、文科省は「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について（通知）」を発出しました。東京・中野区などでは今年4月から教材費などを無償にしています。入学時のランドセル、中学校の制服などは、まとまったお金が必要となります。そのほか、漢字、計算ドリル、書道セット、算数セット、英語のリスニング教材、体操着、運動靴、柔道着、夏休みの宿題ワークブックなど、ほとんどが保護者負担になっています。なかにはたった1回の授業しか使わないものもあり、学校が備品としてそろえておくよう、工夫しているところもあります。1951年、教科書が無償にする際の国会での政府の答弁では、授業料のほかに、学用品、学校給食費、なお、できれば交通費を無償にしたいとあります。品川区では、学用品の負担をゼロにしています。修学旅行の費用をゼロにしている自治体もあります。そこで伺います。 (1) 保護者が学校教育に支出した教材費、校外活動費、移動教室費、修学旅行費などの経費は年間いくらになっていますか。 (2) 特に、教材費の負担軽減を考えていますか。 (3) 今年の4月より、通学定期代の補助が半額から3分の2になりました。生徒は私的に乗っているのではありません。全額補助すべきではありませんか。

質問事項	質問 要 旨
6 番 尾 崎 智	
1 震災発生時の指定避難所について	避難所は、災害により自宅が全半壊・焼失等して生活基盤を失った住民や、二次災害等の危険から一時的に避難を余儀なくされた地域住民および滞在者が身を寄せる重要な拠点です。 避難所における良好な生活環境の確保やプライバシーの保護は、単なる避難者への配慮にとどまらず、避難生活における心身の負担軽減や感染症予防、ひいては災害関連死を防ぐための「生命と健康を守る直接的な防災対策」として極めて重要な意義を持っています。 以上を踏まえ、避難所の環境整備について以下の通り伺います。 (1) 本町の地震被害想定において、生駒断層帯地震が発生した場合の短期避難者は3, 221人と想定されているが、各指定避難所ごとの避難予想人数の内訳はどのようなになっているか。 (2) 各指定避難所におけるプライバシー確保のための「間仕切りテント（パーティション等）」の現在の保有数および確保状況について伺う。 (3) 感染症対策やプライバシー確保のため、各指定避難所に間仕切りテント等を設営・配置した場合、当初の収容想定人数からどの程度減少し、実際に受入可能な人数（定員）はどのくらいになると試算されているか。 (4) 広域連携による衛生環境の維持・支援体制の確保という観点から、他自治体や企業等との「トイレカー相互派遣協定」の締結状況および今後の見通しについて伺う。 (5) 高齢者等の使いやすさや衛生面への配慮として、指定避難所である各小中学校の体育館から最寄りのトイレの洋式化の進捗状況および、今後の対応について伺う。 (6) 指定避難所である各小中学校の体育館へのエアコン設置は計画的に進めているところであるが、同じく指定避難所であるむくのきセンター・アリーナへのエアコン設置の見通しは。
2 本町一般事務職員の事務服貸与について	近年の自治体運営においては、厳しい財政状況の中でコスト削減を徹底するとともに、働きやすい職場環境の構築が進められています。社会全体でカジュアル化や多様性を尊重する働き方が定着しつつある中、事務服に係る予算の見直しと廃止を含めた抜本的な検討を行うべきと考えます。そこで、以下の点について伺います。 (1) 現在、本町一般事務職において、事務服を貸与している対象職員の範囲および、これに係る年間の予算額・支出実績の3年

	間の推移は。 (2) 本町一般事務職において、事務服の着用を必須とする業務上の具体的な理由および、貸与制度がもたらしめている対外的な効果や効果検証の有無は。 (3) 近年、コスト削減や「ビジネスカジュアル」導入の一環として事務服を廃止する自治体が増加している。こうした他事例の把握状況と本町における認識は。 (4) 予算の適正化および職員の多様な働き方の推進という観点から、一般事務職員の事務服貸与制度を廃止し、より優先度の高い事業へ財源を充当すべきと考えるが見解は。
3 学校給食の質の維持・向上について	長引く物価高騰により、食材費が著しく上昇しています。段階的に給食費の改定を行う中でも、限られた予算内での工夫だけでは給食の量や栄養バランス、満足度といった「クオリティ」の維持が困難になりつつある現状が見受けられます。子どもの健康な成長と健やかな教育環境を守るため、本町の給食の現状と今後の対策について、質問します。 (1) 直近における食材費の高騰状況と、献立（使用食材、品数、栄養基準等）への具体的な影響について本町の認識を伺う。 (2) 管理栄養士や調理現場から、本町の学校給食に関してどのような課題の声が上がっているか伺う。 (3) 子どもの栄養面や満足度を損なわないために、本町としてどのように給食の質を維持・向上させていく方針か伺う。

質問事項	質問 要 旨
14番	青 木 敏
1 精華病院について	(1) 京都府の公立病院経営強化プランについて問う。 「精華町国民健康保険病院経営強化プラン」が令和6年3月に策定され公表されている。 ① 経営強化プランは、精華病院と協議をして策定されたのか。 ② 町立病院としての役割、機能は「かかりつけ医」なのか。 地域医療病院の果たすべき役割と機能で、本町が属する二次医療圏で回復期、慢性期需要が見込まれることから病床機能の充実を図る。また、地域包括ケアシステムの構築では、地域住民の「かかりつけ医」として医療の提供を行うとある。 府内の経営強化プランが公表された病院は11あるが、精華病院のように「かかりつけ医」を主としている病院は町内に民間の病院がない国保京丹波町病院だけである。 ③ 経営強化プランの数値目標は達成できるのか。 救急件数について、令和5年度から9年度まで目標120件としている。消防年報によると、病院別の搬送人数について、精華病院は、令和6年中は4人（1,506人中）令和7年中は8人（1,487人中）である。救急件数以外も含め、数値目標は達成できるのか。 ④ 透析患者の通院の無料送迎をするとあるが、精華病院の透析外来患者数は年間何人で、町内の患者数は何人いるのか。 (2) 精華病院の地域別患者状況について問う。 毎年、決算書で地域別患者状況を見ている。ずいぶん前から精華町の入院患者数の比率が少ないことが気になっていた。町立病院の役割、機能としてこの比率でいいのか。 入院患者比率 令和6年度、30.3% 令和7年度、32.7% 外来患者比率 令和6年度、60.5% 令和7年度、63.4% 参考：京都山城総合医療センター（4市町村） 令和6年度決算資料 入院72.4%、外来69.7%
2 議員報酬について	(1) 議員活動について、本町はどう捉えているのか。 ① 議員活動の変化をどう見ているのか。 令和5年の地方自治法の改正で議事機関の議会の設置だけでなく、議会活動が明確化された。それまでの議案の審議だ

けでなく重要な意思決定、議決や検査、調査、また住民の負託を受けて、誠実にその職務を行うこととなった。これまでも本町議会は、議会改革に積極的に取り組んできており、通年議会の導入などで議員の議会活動量も大幅に増加していることは町長もご存じのとおりである。

② 議員報酬は生活給との考えはないのか。

地方自治法では議員報酬は生活給ではないとされているが、議員報酬は給与扱いであり、生活給の補填としての期末手当も支給されている。若い世代の議員が少ないのは、議員に対する魅力もさることながら議員報酬だけでは生活できないことが物語っている。なり手不足をなくし、職業選択のひとつになるよう環境、待遇の改善をすべきである。

③ 行政との緊張感のある議会づくりが必要との考えは。

年代、性別、職種などあらゆる階層で議会が構成され、多種多様な意見で議論されることが望ましい。議員がより専門化して行政とのさらなる緊張感のある議会が必要である。

(2) 特別職報酬等審議会について問う。

① 町長は、議員報酬等の額について、条例では「意見を聴くものとする」とある。参考にしていないとの理解でいいのか。

② 前回の審議会では、近隣市町村の政務調査費及び本町の政務調査費執行状況、近隣市町村の議員報酬、類似団体比較表、町税の推移表と議会の提言書が配られている。これらの資料を選んだ理由とこれらの資料で議員報酬額を決めているのか。

③ 議員報酬額の算定方式は他にもあるが、検討したのか。

(3) 議員報酬はいくらが良いと考えているのか。

世帯年収で800万円以上がひとつの目安と考える。人が幸福感や生活満足度を感じる世帯年収の目安は、一般的に800万円から1000万円とあった。収入と幸福度の関係性として800万円は生活不安の解消の目安で、衣食住の不安や日々の生活のストレスが軽減され、収入に比例して幸福感が高まるとのことであり、職業選択する際の指標になる。日本全体の平均世帯年収は524.2万円であり、「50～59歳以下」の年代が758.5万円と最も高い数値となっている。

本町の給与・定員管理等によると、職員一人当たりの給与費は約660万円（令和6年度）であり、これを議員報酬額の目安と考える。若い世代では平均以上の額になるが、子育て世代では不足かも知れない。しかし、議員は兼業ができ、今では共働きも普通となりつつあるので、合わせて世帯年収800万円以上は目指せる。議員には年金も退職金もない。現時点では660万円以上で、選ばれる魅力ある議会を目指すべきである。

質問事項	質問要旨
20番	三原和久
1 「人とペットの災害対策ガイドライン」について	環境省が約8年ぶりとなる「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂案を示された。犬や猫などのペットを飼い、家族の一員としてともに暮らす方が増えています。大規模災害が発生した場合には、飼い主がペットを連れて避難所等に避難することが想定されます。そのためには飼い主の日頃からの心構えと備えが重要であるとともに、行政としての啓発が必要と考えます。 精華町の15,616世帯（令和8年8月1日現在）のうち、犬の登録数は令和7年度12月会議における一般質問の答弁の中で約2,000頭とのことであり、約7.8世帯に1世帯の割合で犬と暮らしていることとなります。猫も含めると、相当数の家庭がペットと暮らしていることとなります。ペットと共に避難することについては、「人とペットの災害対策ガイドライン」において、飼い主や自治体が災害に備え、適切に対応するための考え方を示しています。今や家族とともに暮らすペットは単なる動物ではなく、「家族の一員」として家庭の中に溶け込んでおり、災害時においても、その存在を前提とした避難対策が求められています。そのため、避難が必要になった場合に、「ペットを置いて人だけが避難する」という状況は考えにくい社会となっていると思います。本年も地震や豪雨による水害などの災害が発生しており、災害発生時に、ペット対策をどのように講じるかは、危機管理上も避難所運営上も大きな課題と考え、以下の質問をいたします。 （1）町の動物担当部局と災害対応部局の連携体制は。 （2）避難所において、人とペットが別々の場所で過ごす「住み分け」を推奨する具体的考えは。 （3）同行避難を基本としつつ、在宅避難など、別の避難方法を選択する考えは。 （4）ペット同行避難対応パンフレットの作成や、ペット同行避難訓練を本町単独で行う考えは。 （5）各地域の公園や集会所などを利用して、ペットを含めた防災教室を実施する考えは。

質 問 事 項	質 問 要 旨
16番	大 森 美 鈴
1 がん以外の疾病等によるアピアランスケア支援の拡大について	本町では令和7年度より「がん患者」を対象としたアピアランス補正具購入費助成事業を実施している。この事業は、療養されている方々の日々の暮らしの大きな支えになっている。公明党会派としても提案した立場として大変評価する。一方で、自己免疫疾患や円形脱毛症、頭部外傷など、がん以外の原因で外見の変化への悩みや経済的負担、精神的苦痛に悩んでいる方がおられる。医療用ウィッグが健康保険適用外であることは病因を問わず共通であり、生活の質（QOL）の向上や社会参加を支えるアピアランスケアの必要性に差異は無く、既存の助成事業の対象を病気やけがで頭髪を失った方へ拡大することを求め、以下の点について伺う。 （1）現行の「がん患者アピアランス補正具購入費助成事業」の現状について、令和7年度の実績件数とその成果についての見解は。 （2）がん以外の要因による脱毛症に悩む町民の現状と課題認識について。 （3）助成対象を「疾病・外傷等の治療に伴う脱毛」に拡大する考えについて。
2 学校給食における牛乳アレルギーの児童・生徒への配慮と代替飲料（豆乳等）の導入について	本町における子どもたちの健やかな成長を支える学校給食において、安全・安心な食環境の整備は最重要課題である。 現在、牛乳アレルギーを持つ児童・生徒に対しては、牛乳の提供を停止しているが、周囲の児童・生徒が毎日牛乳を飲むなかで、アレルギー児のみが水分補給や栄養摂取の面で不利益を被ったり、孤立感を覚えたりするという精神的・教育的配慮の課題も指摘されており、他自治体においては、牛乳の代わりにアレルギー原因物質（アレルゲン）とならない「豆乳」等の代替飲料を、公費または保護者負担により提供し、栄養面と子どもたちの心理的負担を軽減する先進的な取り組みをしている。 本町としても、誰一人取り残さない教育環境の実現、ならびに児童生徒の健康維持と食の安全を確保する観点から、学校給食における牛乳アレルギー児への代替飲料（豆乳等）の導入に向けて、現在の認識と今後の取り組みについて伺う。 （1）現在の町内の小・中学校における牛乳アレルギー（または糖不耐症等）による牛乳飲用停止の児童生徒数と、その対応状況は。

	(2) 牛乳アレルギー児に対する栄養面および精神面（教育的配慮）への配慮について、牛乳を飲まないことによるカルシウム等の栄養補給の代替措置、および給食時間に他の児童生徒と同じように飲料を提供されないことによる心理的影響についての認識は。 (3) 学校給食において豆乳等の代替飲料を選択・提供できる仕組みを導入すべきと考えるが、町の見解は。
3 学校における火災対策の強化について	本年6月、東京都北区立の小学校において、授業中に校舎4階から出火し、児童・教職員が負傷する火災が発生した。今回の火災を受け、改めて「火災はどこからでも発生する」という視点に立ち、実際の火災時に児童・生徒の命を守るための対策が重要であることから次の点について伺う。 (1) 本町の小・中学校において実施された、避難経路、火気使用場所、消防設備及び防災体制等に関する緊急点検の結果、どのような課題が確認されたのか。また、その課題に対して、どのような改善を図るのか。 (2) 本町の小・中学校での火災発生を想定した避難訓練の実施の頻度は。また、発災場所等の条件を変えるなど、様々な状況を想定した実践的な避難訓練はできているか。

質問事項	質問要旨
2 番 徳 田 貴 仁	
1 自転車等駐車場の適正な管理について	町内、特に新祝園駅周辺の自転車等駐車場では、通路部分にまで駐輪している状況が見受けられ、安全性や利便性の低下につながっているのではないかと考えます。 また、長期間利用されていないと思われる放置自転車が多く見受けられ、本来利用できる駐輪スペースが十分確保されていないのではないかと考えます。 町では「精華町自転車等駐車場設置及び管理に関する条例」及び「精華町自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車への警告や撤去などの措置が定められていますが、その運用状況について伺います。 (1) 町内各自転車等駐車場の利用状況及び満車・混雑の現状はどのように把握しているのか。 (2) 放置自転車の実態をどのように把握しているのか。また、定期的な調査や巡回はどの程度の頻度で実施しているのか。 (3) 自転車駐車場内の放置自転車について、条例及び施行規則に基づく警告、移動、保管、処分のこれまでの実績は。また、その運用についての課題をどのように認識しているか。 (4) 通路への駐輪は、利用者の安全性や利便性を低下させると考えるが、今後、利用環境の改善にどのように取り組むのか。
2 人権尊重に関する条例制定について	人権は、すべての人が生まれながらにもつ、かけがえのない権利です。誰もが尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することは、地方自治体の重要な責務です。 しかし現在も、部落差別をはじめ、障害のある人や高齢者、外国人、性的マイノリティ等の方への偏見や差別、さらにはインターネット上の誹謗中傷など、人権に関する課題は依然として存在し、その内容も複雑・多様化しています。 こうした課題へ行政が的確に対応し、人権尊重をまちづくりの基本理念として明確に位置づけるためには、人権尊重に関する条例の制定が有効であると考えます。 京都府下の状況を見ると、京都府が2025年4月に「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を、近隣市町村では、井手町が2026年4月に「井手町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、行政、住民、事業者それぞれの責務や役割等を明確にするとともに、人権教育・啓発の推進や相談支援体制の充実、人権施策の総合的かつ継

	続的な推進を図ることを条例に明記し、取組を進めています。 また、人権尊重に関する条例は、行政が人権を尊重する姿勢をまちの内外に示すとともに、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた強い意思を表すものです。そこで、次の点について伺います。 (1) 人権尊重に関する条例を制定する予定はありますか。ある場合は、いつ頃を予定されていますか。 (2) 本町が条例を制定とした場合、本町が考える条例の姿は、京都府のような理念条例ですか。それとも井手町のような差別解消に向けた具体的な方策まで盛り込んだ条例ですか、あるいは罰則のある条例ですか。 (3) 条例を制定する場合は、行政主体で作成するのか、それとも京都府や井手町のように外部機関を設けて意見を聴いて作成するなど、どのような検討体制を考えていますか。 (4) 条例を制定する場合は、条例をつくる過程で住民に意見を伺う考えはありますか。 (5) 京都府下で条例を制定している市町では、人権問題全般にわたる条例を制定しているところが大半ですが、福知山市のようにインターネットに限った人権侵害を規制する条例もあります。本町では、どのような内容の条例を考えていますか。
--	--

質 問 事 項	質 問 要 旨
	8 番 岡 田 三 郎
1 精華町デマンド交通について	精華町デマンド交通が導入されて約2年が経過し、本町の地域公共交通の手段として稼働しつつあるが、いまだ地域からは改善の要望などが聞かれます。 令和7年度12月会議の一般質問時、アンケート実施や地域の声を聴く機会を設けるなど答弁されていた。その内容や見直しの検討事項などについて伺う。 (1) 精華町デマンド交通導入後、直近半年のデマンド交通乗車人数の状況は。また、東畑地区の乗車人数と降車人数を除いた、デマンド交通乗車人数と、くるりんバス北ルートエリアの乗車人数との比較は。 (2) 2026年3月にまとめられた公共交通アンケート集計から、精華町デマンド交通として改善すべき点として認識されている内容は。 (3) デマンド交通について、地域住民の声を聴くために地域自治会へ直接説明と意見聴取に伺うとのことであったが、その内容と検討事項として考えている内容は。 (4) 地域住民の声を受けて、デマンド交通の見直しの考えはあるのか伺う。
2 地域循環型の子育て拠点について	近年は、少子高齢化の進行と核家族化が進み、地域のつながりも希薄化している中、子育てを取り巻く環境は大きく変化してきている。かつては、子どもが地域の中で育ち、親もまた地域の中で子育てをするという環境があった。しかし、現在は、近所に子育ての悩みを相談できる人がいない、子どもを安心して遊ばせる場所が少ない、地域との接点を持てない、子育てをしながら働くことが難しいなど、様々な課題が重なっている。つまり、子育て世代の孤立や地域コミュニティの希薄化といった課題が顕在化している。 そうした中、京都府内でも子育て世代への交流支援だけでなく、多世代が交流できる場所を提供し、地域コミュニティの活性化を進めている市町村がある。 本町は、こどもの健全な成長の為に町民のすべてが力を合わせることを「こどもを守る町」宣言として掲げ、まちづくりを進めてきた。令和7年には「せいかこどもプラン」を策定し、「こども・家庭・地域で創る こどもまんなか精華町」を基本理念に取り組みを進めている。

	そこで、子育ての孤立を本町はどのように捉えて課題認識しているのか。また、子育て支援・教育・地域活動・就労支援をつなげる拠点づくりなどについて伺う。 (1) 本町が「せいかこどもプラン」策定に際して、子育て支援に関するアンケートを実施しているが、その調査結果から認識している課題は何か。そして、子育ての孤立についてどのように捉えているのか伺う。 (2) その課題解決のために「せいかこどもプラン」では、「地域子育て支援」の充実を掲げている。その中で考えている取り組みについて伺う。 (3) 子育て支援・教育・地域活動・就労支援をつなげる拠点づくりの必要性について、本町の考えを伺う。
--	--

質問事項	質問 要 旨
	3 番 大 野 翠
1 プレコンセプションケアの観点から男性へのHPVワクチン接種支援と周知について	近年、将来の妊娠・出産を含めたライフデザインや、若い世代の健康づくりを考える「プレコンセプションケア」の重要性が高まっています。こども家庭庁は、プレコンセプションケアを「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み」と位置づけています。令和5年度3月会議で「プレコンセプションケア」についての一般質問をしたところ、本町においても、令和6年4月から「若い世代のヘルスケア『プレコンセプションケア』」として町ホームページで周知を行い、女性用だけでなく男性用のチェックリストも掲載するなど、若い世代の健康づくりに取り組んでいただいています。 一方、HPV（ヒトパピローマウイルス）は、子宮頸がんとの関係が広く知られていますが、男性にも関係するウイルスであり、肛門がん、陰茎がん、中咽頭がんなどのHPV関連疾患や、尖圭コンジローマなどとの関係が指摘されています。また、HPVは性的接触によって感染することから、男性自身の健康を守るだけでなく、将来のパートナーへの感染予防という観点からも、男性がHPVについて正しい知識を持つことは重要です。 現在、HPVワクチンは女性について、小学6年生から高校1年生相当を対象とする定期接種が行われている一方、男性への接種は定期接種の対象となっておらず、接種する場合は任意接種となり、男性がHPVワクチンを接種する場合、高額な自己負担が生じることが、接種を検討する上での大きな障壁となっています。 そこで、プレコンセプションケアを男女双方の健康づくりとして推進する観点から、以下について町の考えを伺います。 (1) 本町におけるプレコンセプションケアについて、女性だけでなく男性を含めた「男女双方の健康づくり」として、取組をさらに充実させる考えは。 (2) 男性自身の健康や将来のパートナーの健康を守る観点から、男性にもHPVワクチンについて正しい情報を提供することが重要と考える。本町のプレコンセプションケアの周知に、男性へのHPVワクチンに関する情報を加える考えは。 (3) 男性へのHPVワクチン接種は現在、定期接種の対象外であり、接種を希望する場合は原則として自己負担となる。若い世代の健康づくりを推進し、経済的な理由によって接種を諦める

	ことがないよう、男性へのHPVワクチン接種費用の一部助成制度を本町独自に創設する考えは。 (4) 男性へのHPVワクチン接種について、全国的に公費負担を求める動きがあることを踏まえ、本町として国及び京都府に対し、男性へのHPVワクチン接種の定期接種化及び公費負担について要望する考えは。
2 ため池の安全対策と持続可能な維持管理について	ため池は農業生産を支える重要な施設である一方、住宅地や道路等に隣接するため池では、地域住民、子ども、高齢者等が誤って転落する事故の危険性があります。また、ため池によっては、ヒシや藻などの水草が水面を広く覆う状況が見られ、景観や水質、農業利用、水面の安全性等への影響が懸念されます。農林水産省は、農業用ため池の安全対策として、侵入防止フェンス、安全ネット、警告看板等の設置を示しています。また、農業用ため池の適切な管理及び保全について、所有者・管理者と行政の役割を明確にし、適正な管理体制を整えることを求めています。 本町においても、防災重点ため池を選定し、ため池マップ及び浸水想定区域図を公表しています。一方、ため池の安全管理については、災害時の決壊対策だけでなく、平常時の転落事故を防止する観点からも対策を進める必要があります。また、ヒシについては農林水産省が農業水利施設に影響を及ぼす植物の一つとして整理しており、繁茂状況に応じた適切な管理が必要です。ヒシは在来種であることから、単純な駆除ではなく、農業利用、生態系、景観等を踏まえた対応が求められます。 そこで、伺います。 (1) 町内のため池について、現在、どのような安全点検を行っているのか。 (2) 町として、ため池周辺を実際に歩くなど、安全点検において、子どもや高齢者などの利用者の視点を取り入れているか。 (3) 町内のため池におけるヒシや藻等の繁茂状況を把握しているか。

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 7 番 内 海 富久子	
1 「防災保健センター（みらっぷ）の運営体制と住民の利便性向上について	(1) 「防災保健センター（みらっぷ）」の運営体制について 本年4月に健康総合拠点として新たに完成・開所した「防災保健センター（みらっぷ）」は、「災害時は保健活動の拠点、平時は妊娠期から子育て期、大人の健康づくりまでを丸ごとサポートする拠点」として位置づけ、住民の交流拠点としても活用できるとしてスタートを切りました。町民の安心・安全を支える上で極めて大きな一歩であり、関係各位のご尽力に敬意を表します。 しかしながら、一步運用の現実を目を向けると、住民にとっては「健診時の利用のしにくさ、分かりにくい施設」になっているのではないかという懸念が生じています。 特に大きな要因は、組織の配置です。防災保健センターには「こども家庭センター」の機能として「母子保健」と「児童福祉・要保護対策」だけが移転した一方、丸ごとサポートの対象であるはずの「成人保健（健康推進課）」については、本庁舎に配置されたままです。 「保健活動の丸ごとサポート」や「住民の交流拠点」という、世代を超えて健康を支える保健活動の拠点としての役割を担い、町民の健康の維持・増進をこれまで以上にきめ細かく支えていくことを、町長のあいさつにも述べられています。そこで、以下について伺います。 ① 「防災保健センター（みらっぷ）」の役割と管理運営体制は。 ② 住民の利便性の観点から、集団健診時の施設利用の実態は。 ③ 1階「活動支援室」の利用状況と住民への周知は。 ④ 「住民の交流拠点」の本町の認識と仕組みの考えは。 ⑤ 窓口の役割の違いについて、住民、各種団体、関係機関へ、分かりやすい周知は。 ⑥ 住民が来館時に、分かりやすい導線の表示を。
2 「こども家庭センター」の機能強化について	新たに設置されたこども家庭課、（名称）こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援、また虐待予防の対応から個々の過程に応じた切れ目ない相談体制の強化を図り、母子保健と児童福祉部門との連携、協働をさらに深め、家庭支援の中核的機能を担うとしています。

本町のこども家庭センターにおいては、組織の管理マネジメントを行う「センター長」と、現場の支援調整を担う司令塔である「統括支援員」を、兼任ではなくそれぞれ「専任」で配置する体制をとられている。業務の専門性を担保し、現場が疲弊しないための体制として、高く評価をいたします。

一方で、手当などの行政手続きや保育所等を所管する「子育て支援課」は本庁舎に設置されているため、所管との連携が重要であります。そこで、以下を伺います。

(1) 「こども家庭センター」と関係各課との連携について

- ① こども家庭課の各業務内容は。
- ② センター長、統括支援員の各職種と業務役割は。
- ③ 町民は「子どもや健康のことなら何でもセンター窓口に行けば解決する」と期待を寄せている。しかし、行政手続きの所管が縦割りのため、職員がその場でワンストップ的に対応し、迅速に担当課へ引き継ぐ体制の構築が重要である。どのような取組を行っているのか。
- ④ 遠隔操作システムを活用した相談窓口の取組状況は。
- ⑤ こども家庭センターの取組の周知状況は。

(2) 要保護児童対策協議会（要対協）の連携と効果的な運用について

- ① 効果的な運用として、客観的なリスク判断を行う「共通アセスメントシート」の活用は。

支援の必要性が高い「要対協ケース」から、状況が改善して一般の「伴走型支援」へ移行する際の判断は、統括支援員を中心に行われるが、情報の共有不足による「支援の隙間」が生じないよう、客観的な判断基準と「切れ目のない包括的支援」が重要である。

- ② 潜在的な困難を抱える世帯へアプローチするための、ヤングケアラーや児童虐待の早期発見に向けた「アウトリーチ（訪問・出張型）支援」の取組状況は。